

令和 7 年環境生活農林水産常任委員会 説明資料

(所管事項説明)

- | | | |
|---|---|--------------|
| (1)「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例」の改正
(最終案)について | 1 | 別冊 1 |
| (2)「三重県食を担う農業の生産力強化及び農村の活性化に関する
基本計画(仮称)」(中間案)について | 4 | 別添 1
別冊 2 |

令和 7 年 8 月
農 林 水 産 部

(1)「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例」の改正（最終案）について

1 概要

「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例」の改正に向けて、常任委員会、基本計画懇話会及びパブリックコメントにおいていただいた意見等をふまえ、最終案を取りまとめました。

2 条例改正に対する意見聴取の状況

(1) 基本計画懇話会（別冊1 P1）

- ① 委員より意見聴取（書面）：令和7年6月25日（水）から7月14日（月）まで
- ② いただいた意見数 6件
- ③ 対応状況別意見数

対応区分	件数
① 反映する：最終案に意見や提案内容を反映させていただくもの。	0件
② 反映済：意見や提案内容が既に反映されているもの。	2件
③ 参考にする：最終案や今後の取組に意見や提案内容を参考にさせていただくもの。	4件
④ 反映は難しい：反映または参考にさせていただくことが難しいもの。 （県の考え方や、施策の取組方向等と異なるもの。）	0件
⑤ その他：①～④に該当しないもの。	0件
合計	6件

(2) パブリックコメント（別冊1 P2～P5）

- ① 実施期間：令和7年6月20日（金）から7月19日（土）まで
- ② いただいた意見数 23件
- ③ 対応状況別意見数

対応区分	件数
① 反映する：最終案に意見や提案内容を反映させていただくもの。	13件
② 反映済：意見や提案内容が既に反映されているもの。	1件
③ 参考にする：最終案や今後の取組に意見や提案内容を参考にさせていただくもの。	9件
④ 反映は難しい：反映または参考にさせていただくことが難しいもの。 （県の考え方や、施策の取組方向等と異なるもの。）	0件
⑤ その他：①～④に該当しないもの。	0件
合計	23件

3 改正中間案からの主な変更点（別冊1 P6～P23）

改正中間案からの主な変更点は以下のとおりです。

※ 下線部は令和7年6月常任委員会時からの変更点

（条例名）

三重県食を担う農業の生産力強化及び農村の活性化に関する条例

（変更理由）

常任委員会での意見をふまえ、第10条～第12条において「生産力の強化」を規定した趣旨が表れる名称に見直します。

（前文）

県民がゆとりと豊かさを実感できる生活を営む上では、三重県の農業及び農村が、持続可能な農業構造を確立し、安全・安心な農産物を安定的に供給していく必要がある。そのためには、農産物の生産拡大の促進など農業の生産力を強化するとともに、多面的機能を適切かつ十分に発揮し、県民の多様化する期待に応える新たな価値を創出するための商品の開発、国内外の販路の拡大を行うなど、農産物の自給力を高め、食料自給率の向上につながる取組を進めていく必要がある。

（変更理由）

常任委員会での意見をふまえ、前文において農産物の生産拡大に係る記述を追加します。

第3条（基本理念）

食を担う農業の生産力強化及び農村の活性化について、農業が持続的に営まれることは、県民がゆとりと豊かさを実感できる生活を営む上で、食に対する県民の多様化する期待に応えるための基盤となるものであり、将来にわたって農産物の生産拡大等の促進を図ることで自給力を高め、食料自給率の向上につなげていくことが重要であることに鑑み、その実現を図るために、次に掲げる事項が行われることを基本としなければならない。

（変更理由）

常任委員会での意見をふまえ、基本理念に農業の生産力強化、農産物の生産拡大、農産物の自給力の向上、食料自給率の向上に係る記述を追加します。

第9条（基本計画）

知事は、基本理念をふまえて、食を担う農業の生産力強化及び農村の活性化に関する施策等の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。

（変更理由）

常任委員会での意見をふまえ、基本理念の実現に向け、基本計画において農業の生産力強化の取組などを定める記述を追加します。

第 13 条（販路の拡大及び合理的な価格形成の促進）第 2 項 新設

県は、農産物の価格形成に当たり、持続的な供給に要する合理的な費用が考慮されるよう、県民をはじめとする消費者、農業者等、食品産業事業者の相互理解の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

（変更理由）

常任委員会での意見をふまえ、合理的な費用が考慮された農産物の価格形成の促進に係る新たな項を設けます。

第 24 条（食育及び地産地消を通じた県民と農業者等の相互理解の促進）第 4 項 新設

県は、食育及び地産地消に関する、県民、農業者等、食品産業事業者その他関係者の気運を醸成し、県民運動として展開できるよう、知事が「みえ地物一番の日」を別に定め、広報及び啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

（変更理由）

常任委員会での意見をふまえ、「みえ地物一番」に係る新たな項を設けます。

4 今後の予定

本常任委員会での意見をふまえ、令和 7 年 9 月県議会本会議において、議案として提出することとしています。

令和 7 年 9 月 県議会 本会議 条例改正議案提出

(2) 「三重県食を担う農業の生産力強化及び農村の活性化に関する基本計画（仮称）」（中間案）について

1 概要

県では、「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例」（以下、「条例」という。）に基づく同基本計画の変更に向けた作業を進めているところです。

基本計画の変更にあたり、令和6年12月の本常任委員会委員長報告や、その後の条例改正に係る議論においていただいた意見等をふまえ、中間案を作成しました。

（別冊2、別添1－1、1－2、1－3）

2 基本施策における取組と指標（別添1－1、1－2）

(1) 基本施策Ⅰ 安全・安心な農産物の生産拡大と安定的な供給

世界的な食料需要の高まりや、気候変動による農産物の生産への影響が懸念される中、県民へ安全・安心な食料を安定的に供給するためには、農業の生産力を強化し、農産物の生産拡大を図るなど自給力を高め、食料自給率の向上につながる取組を進めていく必要があります。

このことから、水田の有効活用に向けた米、小麦、大豆、野菜等の作付け推進、果樹、茶、花き等の生産力強化に向けた園芸産地の取組支援、畜産業の発展に向けた異業種との連携を推進するなど、農産物の生産拡大に取り組みます。

また、気候変動への対応や、肥料等の農業資材の自給体制構築を進めるとともに、伊勢茶の消費拡大、茶・柑橘の輸出拡大、花きの販売促進や効率的な輸送体制の構築など、生産力や産地の強化に取り組みます。

目標項目		現状値(R7年度)	目標値(R17年度)
基本 目標	1 食料自給率（カロリーベース）【新規】	* % (R5年度値)	〇〇% (R16年度値)
	2 農業産出等額	1,328 億円 (R5年度値)	〇〇億円 (R16年度値)

(2) 基本施策Ⅱ 農業の持続的な発展を支える力強い農業構造の確立

人口減少や高齢化の進行により、農家や雇用労働力が著しく減少することから、持続可能な営農体制を実現するため、農業を担う人材の確保や生産性の向上を図る必要があります。

このことから、農業経営の安定的発展に向け、新規就農者をはじめ多様な人材の確保・育成、家族農業経営に係る農業者その他多様な農業者も参画する地域営農体制構築などの推進に取り組みます。

また、経営の集約化や農地集積による規模拡大、スマート農業技術の導入や基盤整備による省力化や効率化に取り組むとともに、農業水利施設の機能を適正に確保するための施設の整備や保安全管理を進めます。

さらに、高品質な農産物の安定生産や気候変動への適応等、高度化する研究課題の解決に向け、外部機関と連携した品種や技術等の開発を強化します。

目標項目		現状値(R7年度)	目標値(R17年度)
基本 目標	認定農業者のうち、他産業従事者と同程度の所得を確保している者の割合	35.8% (R6年度値)	〇〇% (R17年度値)

(3) 基本施策Ⅲ 地域の特性を生かした農村の振興と多面的機能の維持・発揮

農村地域では、人口減少や高齢化の進行に伴い、地域活力の低下が懸念されるとともに、集中豪雨等の自然災害のリスクの増大、野生鳥獣による農業及び生活環境に係る被害への対応等が求められるなど、地域資源の活用や多様な人材の参画による農業及び農村の振興、安心して暮らせるための農村づくりを進める必要があります。

このことから、中山間地域を含めた地域農業の活性化や、集落や産地における地域活動の発展への支援、地域資源を生かした農泊の推進等による都市と農山漁村の交流の促進や所得と雇用機会の確保、多様な人材の参画による農地・水路・農道等の地域資源の保全に向けた活動組織の体制強化を進めます。

また、ため池や排水機場の豪雨・耐震化対策および長寿命化、流域治水の推進による防災・減災機能の維持・強化に取り組むとともに、獣害対策を担う人材の育成や集落等における「体制づくり」、侵入防止柵の整備などの「被害対策」、計画的な捕獲等による「生息管理」に継続して取り組みます。

目標項目		現状値(R7 年度)	目標値(R17 年度)
基本 目標	農山漁村の活性化につながる新たな取組数 (累計)	92 取組 (R6 年度値)	〇〇取組 (R17 年度値)

(4) 基本施策Ⅳ 農業・農村を起点とした新たな価値の創出

消費者の食に対するニーズや消費行動が多様化する中、それに合わせた商品やサービスの展開が求められるとともに、農業生産においても環境負荷の低減など持続性を意識した取組が必要となっています。

また、農産物の生産が継続できるよう、生産・流通等のコストをふまえた県産農産物の合理的な価格形成に向けた取組が必要です。

このことから、県産農産物等の販路拡大に向けた地域商社等との連携強化や、事業者間連携を促進するためのマッチング機会の創出を図ります。また、環境への負荷の低減に資する技術の導入や有機農業の拡大に取り組みます。

さらに、多様な世代を対象にした食育や「みえ地物一番の日」をはじめとする地産地消の取組を推進するとともに、農産物の合理的な価格形成への理解促進を含め、生産者や食品産業事業者、消費者への一層の働きかけに取り組みます。

目標項目		現状値(R7 年度)	目標値(R17 年度)
基本 目標	消費者のニーズや行動に合わせた新たな価値創 出件数【新規】	51 件 (R6 年度値)	〇〇件 (R17 年度値)

3 農業の生産力強化に向け特に注力する取組（別添 1－3）

条例改正の主な内容である「農業の生産力強化」について、施策横断的に進める 3 つの取組に危機管理体制の取組を加えた、4 つの取組を特に注力して進めます。

- ①「農産物の自給力の強化」：農産物の生産や販路の拡大、食育や地産地消の推進など
- ②「人口減少下における農業労働力の確保」：農業・農村を支える多様な人材の確保など
- ③「環境と調和した農業の実現」：環境保全型農業技術の導入や多面的機能の維持・発揮の促進など
- ④「家畜防疫対策の強化・徹底」：食料の安定供給に係る危機管理体制の構築

4 今後の予定

引き続き、県民の皆さんからの意見、基本計画懇話会や本常任委員会での議論等をふまえ、最終案の取りまとめに向けて計画の見直しを進めます。

8 月 基本計画策定案のパブリックコメント、基本計画懇話会（～9月）

10 月 県議会 常任委員会 基本計画最終案提示

11 月 県議会 本会議 基本計画議案提出